(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人鹿児島大学不動産管理規程(平成16年規則第77号。以下「不動産管理規程」という。)第20条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における不動産の貸付け及びその手続について定め、不動産の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(貸付を許可する範囲)

- 第2条 不動産を本学の業務に支障がない場合に限り、本学以外の者に貸付けをすることができる範囲の基準は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 本学の学生・生徒、患者、役職員等(以下「学生等」という。)のため、食堂、売店、 保育所その他学生等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合
 - (2) 本学の事務及び事業の遂行上その必要性が認められる場合で、学生等が多大な利便を受けると認められる施設等に、現金自動設備(現金自動支払機及び現金自動受払機をいう。)及び郵便局を設置する場合
 - (3) 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
 - (4) 公共的見地からの要請が強い場合において、必要最小限の面積について使用を認める場合
 - (5) 本学の卒業生で構成する同窓会、本学の教育研究活動に密接に関連のある学会等が大学又は教職員の支援及び援助のために施設を使用する場合
 - (6) 公共的な講演会、研究会及び試験等のため施設を使用させる場合で、貸付期間が30 日を超えない使用(以下「一時貸付」という。)であり、かつ、当該使用目的が営利を目 的としない場合
 - (7) 次のいずれかに該当し、当該施設の使用を認めないことが本学の立場上又は社会的若しくは経済的見地から妥当でない場合。ただし、本学の事務及び事業に支障のない場合に限る。
 - ア 本学の教育研究施設を使用しなければ試験、研究、試作等が困難な場合において、 当該施設を使用させる場合
 - イ 本学の土地を利用しなければ住宅等への材料の搬入ができない場合等において、当 該土地を使用させる場合
 - ウ 隣接地の所有者が、本学が所有する土地を使用しなければ下水を下水道まで通過させることができない場合等において、下水管等を設置させる場合
 - エ 本学の教員等の特許権等を扱う技術移転機関(承認TL0)又は本学が保有する特許権 等を扱う技術移転機関(認定TL0)にその事業の用に供するため、本学の施設を使用さ

せることが必要と認められる場合

- オ 本学の研究成果を活用した事業(創業準備を含む。)を行う中小企業又は個人にその 事業の用に供するため本学の施設を使用させることが必要と認められる場合
- カ 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に 供する場合
- (8) 国又は地方公共団体における公共用又は公用に供する場合
- (9) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第34条の2の規定に基づき使用させる場合
- (10) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第 117号)の規定に基づき使用させる場合
- (11) その他、特別の事情により貸し付けることが適当と学長が認める場合 (貸付とみなさない範囲)
- 第3条 次に掲げる施設は、本学の事務及び事業の遂行のため、本学が当該施設を使用させる場合は、この基準でいう貸付けとはみなさないことができる。
 - (1) 新聞記者室
 - (2) 病院における入院患者への給食及び基準寝具の提供等本学が行うべき業務を本学以 外の者に委託した場合等において、それらの業務を行うために必要な厨房施設及び寝具 格納施設等
 - (3) 清掃、警備、運送等の役務を本学以外の者に委託した場合において、それらの役務 の提供に必要な不動産
 - (4) 本学の事務及び業務の一部を本学以外の者に委託した場合において、それらの事務 及び業務を行うために必要な施設で、本学の施設を使用させることが契約書等に明記さ れており、かつ、当該貸付目的以外に本学の不動産を使用しない場合
 - (5) 公益事業者がもっぱら本学の事務及び事業の用に供するために必要な設備を設置する場合に使用させる不動産

(貸付の申請)

- 第4条 不動産の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該不動産の事務を所掌する財産管理役に、第2条の第6号を除く各号の基準に該当する場合は第1号様式により、第2条第6号の基準に該当する場合は第2号様式により申出なければならない。
- 2 財産管理役は、第1号様式による申出の内容が、本学の業務に支障がないと認められる場合は、学長に当該不動産の貸付けの承認を第3号様式により申請するものとする。 (貸付の許可)
- 第5条 学長は、前条第2項の申請があった場合には、その内容が適当であると認めた場合に限り、申請者に当該不動産の貸付けを行うため、本学と申請者との間において、有償貸付けの場合は第4号様式により、無償貸付けの場合は第5号様式により貸借契約を契約担当役に締結させるものとする。ただし、借地借家法(平成3年法律第90号)に基づく事業用定期借地権の設定契約、定期借地権の設定契約及び定期建物賃貸借の契約(以下「事業用

定期借地権設定契約等」という。)により貸付けを行う場合は、上記様式によらず、民法、借地借家法及びその他関係法令に則する契約書等により契約を締結することができるものとする。

- 2 財産管理役は、前項の規定にかかわらず第2号様式による申出があった場合には、その 内容が本学の業務に支障がないと認めた場合に限り、申請者に第6号様式により当該不動 産の貸付けをすることができるものとする。
- 3 貸付けをする場合は、不動産の貸付範囲を必要最小限度にとどめ、現状のまま貸し付け ることを原則とする。
- 4 独立した一棟の建物の全部又はその大部分の貸付けをする場合においては、必要に応じて申請者に本学を受取人とする火災保険契約を締結させるものとする。

(一時貸付許可の取り消し等)

- 第6条 前条第2項の規定により一時貸付をした場合において、次の各号のいずれかに該当 する事由があるときは、当該貸付けを取り消し、又は使用の中止を命じることができる。
 - (1) 秩序をみだし公益を害する恐れがあると認められるとき。
 - (2) 申請書に虚偽があったとき。
 - (3) 許可書の貸付条件に違背したとき。

(貸付の期間)

- 第7条 貸付けをする期間は、原則3年以内とする。
- 2 事業用定期借地権設定契約等により貸付けを許可する場合その他貸付けをする期間を 3年以内とすることが著しく実情にそぐわない場合で、学長が認めるときは、その必要に 応じて定めることができる。

(不動産貸付料)

- 第8条 第2条第6号の場合における不動産の一時貸付料は、一時使用開始日の前日までに 納付させるものとする。ただし、国、地方公共団体、国立大学法人等が使用する場合にあっては、本学の指定する期日までに納付させることができる。
- 2 既納の貸付料は、次の各号の一に該当する場合において、貸付けを許可された者から返還請求がなされたときは、当該各号に定める額を返還するものとする。

なお、貸付けの取り消しは、貸借契約書で定める場合を除き使用日の前日(国立大学法 人鹿児島大学職員就業規則(平成16年規則第43号)第42条第4項に規定する休日及びその 他本学が特別に定めた期間を含まない。)までに申し出た場合とする。

(1) 使用開始日の前日までに、貸付けの取り消しの申出があった場合に返還する額は、 徴収した額から振込手数料、事務手数料(1,000円)及びその他要した費用を控除した額 とする。

また、貸付期間中に、貸付けの取り消しの申出があった場合に返還する額は、取り消した期間に相応する貸付料を日割で算出した額から振込手数料、事務手数料(1,000円)及びその他要した費用を控除した額とする。

(2) 本学の責等に帰すべき事由により使用できない場合は、使用できない期間に相応する貸付料に相当する額とする。

(貸付の取消し等の通知)

第9条 不動産の貸付けを取り消し、又は不動産の貸し付けの更新をしないときは、貸付けの期間が満了する2月前までに相手方に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(原状回復)

第10条 貸付けを受けた者は、貸付けの期間が終了するときは、不動産を原状に回復させなければならない。ただし、貸付け条件で別の定めがあるときは、この限りでない。

附則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附即

この要項は、平成21年12月3日から実施し、平成21年4月24日から適用する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附則

この要項は、令和2年7月15日から実施する。

附則

- 1 この要項は、令和2年10月1日から実施する。
- 2 この要項の実施日の前日までに行った契約又は貸付許可における延滞金算出に用いる 利率は、改正後の第4号様式第4条第2項又は第6号様式第4条第2項の規定に関わらず、 なお従前の例による。

附則

この要項は、令和3年4月26日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和3年7月15日から実施する。

附則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附則

この要項は、令和5年9月8日から実施する。

鹿児島大学不動産貸付申請書

国立大学法人鹿児島大学長 殿

 申請者
 住 所

 団体名

 代表者名

 電話番号

下記のとおり不動産の貸付けを受けたいので、関係資料を添付して申請します。 なお、不動産の使用にあたっては貴学の貸付条件を厳守いたします。

記

- 1. 借受不動産
 - ・所 在 地
 - ·区 分 土地 · 建物
 - •建物名
 - ·数 量 m²
- 2. 借受目的
- 3. 借受期間

- 4. 連絡担当者
 - ・氏 名
 - ・電話番号
 - ・メールアト゛レス
- 5. その他参考となるべき事項(添付資料:カタログ、構造図及び図面等)

	年	月	日	
事務の一部を処理させる者		担	担当者	
可・否				

年 月 日

鹿児島大学不動産一時貸付許可申請書

国立大学法人鹿児島大学

財産管理役 殿

 申請者
 住 所

 団体名

 代表者名

 電話番号

下記のとおり不動産の貸付けを受けたいので、関係資料を添付して申請します。 なお、不動産の使用にあたっては貴学の貸付条件を厳守いたします。

記

- 1. 借受不動産
 - ・所 在 地
 - ·区 分 土地 · 建物
 - 建 物 名
 - ·数 量 m²
- 2. 借受目的
- 3. 借受期間

 自
 年
 月
 日()
 時
 分

 至
 年
 月
 日()
 時
 分

- 4. 連絡担当者
 - ·氏 名
 - 電話番号
 - メールアト・レス
- 5. その他参考となるべき事項(試験、講演会のプログラム及び図面等)

学 長 殿

○○○○財産管理役○ ○ ○ ○ ○ ○

不動産貸付承認申請書

このことについて、別添のとおり不動産の貸付けの申請がありました。本部局としては、 業務に支障がありませんので、貸付けの承認を申請します。

記

1. 貸付けしようとする理由 国立大学法人鹿児島大学不動産管理規程 第12条 第 項 第 号 国立大学法人鹿児島大学不動産貸付要項 第2条 第 号

不動産賃貸借契約書

年 月 日付けをもって申請のあった不動産の貸付について、国立大学法 人鹿児島大学契約担当役事務局長 (以下「甲」という。)と (以 下「乙」という。) は次の条項により賃貸借契約を締結する。

(貸付する不動産)

第1条 甲は、次の不動産(以下「貸付不動産」という。)を乙に貸付けるものとする。 不動産の名称等

所 在

区 数 量

数 使用する部分 別紙のとおり

(指定する用途)

第2条 乙は、前記の不動産を

の用に供さなければならない。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。 (貸付料)

- 第4条 貸付料は、 円(うち消費税及び地方消費税相当額 円を含む。) とし、甲の発する請求書により指定する方法で指定する期日までに納入しなければなら
- 2 指定した期日までに貸付料の納付がなされなかった場合は、甲は乙より、指定した期日の翌日から甲が収納した日までの日数に応じ、法定利率で計算した金額を延滞金として徴収することができる。

(貸付不動産の引渡及び返納)

- 第5条 貸付不動産の引渡及び返納は、甲が指定する期日及び場所において行う。 (経費の負担)
- 第6条 乙は、貸付不動産に付帯する電話、電気、ガス及び水道等の使用料金を負担する ものとし、甲の指定する方法で指定する期日までに納入しなければならない。ただし、 甲が特に承認した場合は、この限りでない。
- 2 貸付不動産の引渡及び返納に要する費用は乙の負担とする。

(不動産保全義務等)

- 第7条 貸付不動産は、本来の用途又は目的を妨げない限度において貸付けるものであり、 乙は善良な管理者の注意義務をもって維持保全しなければならない。
- 2 前項の維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて乙の負担とする。
- 3 乙は、甲の指示があった場合には、甲を受取人とする火災保険の契約を締結しなければならない。

(借受上の制限)

- 第8条 乙は、第3条の期間中、貸付不動産を第2条に指定する用途以外に供してはならない。
- 2 乙は、貸付不動産を他のものに転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 乙は、貸付不動産について、修繕、模様替え、その他改造等の行為を行う場合、又は、 使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければなら ない。

(契約の中断)

第9条 甲が貸付不動産を必要としたときは、本契約を中断し甲の使用を優先するものとし、甲の使用により中断された期間については貸付期間を延長するものとする。 (契約の解除)

- 第10条 甲又は乙は原則として、1ヶ月前に文書をもって、相手方に通知することにより、本契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、相手方がこの契約条項に正当な理由なくして違反したときは、文書によって相手方に通知することにより、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、本契約を解除し、乙は甲の指定した期日 及び場所に速やかに返納しなければならない。
 - (1) 貸付料の納付が認められなかったとき。
 - (2) 貸付不動産を契約目的以外の用に供したとき。
 - (3) 貸付不動産を転貸したとき。
- (4)貸付不動産を善良な管理者の注意義務をもって保管しなかったとき。(原状回復)
- 第11条 甲又は乙が本契約を解除したとき又は貸付期間が満了したときは、乙は、自己の負担で、甲の指定する期日までに貸付不動産を原状に回復して返納しなければならない。ただし、甲が特に承認した場合は、この限りでない。
- 2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は、乙の負担において、これを行うことができる。この場合乙は何らの異議を申し立てることができない。 (損害賠償)
- 第12条 乙がその責に帰する事由により、貸付不動産の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付不動産の損害額に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、前条の規定により貸付不動産を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。(有益費等の請求権の放棄)
- 第13条 第10条に規定する本契約の解除又は変更が行われた場合において、乙が貸付 不動産に投じた維持保全等のための有益費及びその他の費用が現存している場合であっ ても、乙は甲に対しその費用等の償還の請求はできないものとする。 (実地調査等)
- 第14条 甲は、貸付不動産について、随時に実地調査し、又は乙に対して所要の報告を求め、その維持、使用に関し指示することができる。

(端数の取扱)

第15条 この契約の定めにより計算した額に、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間 において協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第17条 この契約について、甲、乙間に紛争を生じたときは、甲の所在地の所轄裁判所 の裁決により、これを解決するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目 21 番 24 号 国立大学法人鹿児島大学 契約担当役事務局長

不動産使用貸借契約書

年 月 日付けをもって申請のあった不動産の使用貸借について、国立大学法人鹿児島大学契約担当役事務局長 (以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは次の条項により使用貸借契約を締結する。

(使用貸借する不動産)

第1条 甲は、次の不動産(以下「使用貸借不動産」という。)を乙に使用貸借させるものとする。

不動産の名称等

規 区 分

数量

使用部分 別紙のとおり

(指定する用途)

第2条 乙は、前記の不動産を

の用に供さなければならない。

(使用貸借期間)

第3条 使用貸借期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。 (使用貸借不動産の引渡及び返納)

- 第4条 使用貸借不動産の引渡及び返納は、甲が指定する期日及び場所において行う。 (経費の負担)
- 第5条 乙は、使用貸借不動産に付帯する電話、電気、ガス及び水道等の使用料金を負担 するものとし、甲の指定する方法で指定する期日までに納入しなければならない。ただ し、甲が特に承認した場合は、この限りでない。
- 2 使用貸借不動産の引渡及び返納に要する費用は、乙の負担とする。 (不動産保全義務等)
- 第6条 使用貸借不動産は、本来の用途又は目的を妨げない限度において、使用貸借する ものであり、乙は善良な管理者の注意義務をもって維持保全しなければならない。
- 2 前項の維持保全のため、通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて乙の負担とする。
- 3 乙は甲の指示があった場合には、甲を受取人とする損害賠償保険等の契約を締結しなければならない。

(借受上の制限)

- 第7条 乙は第3条の期間中、使用貸借不動産を第2条に指定する用途以外に供してはならない。
- 2 乙は使用貸借不動産を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 乙は使用貸借不動産について修繕、模様替え、その他改造等の行為を行う場合、又は 使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければなら ない。

(契約の中断)

第8条 甲が使用貸借不動産を必要としたときは、本契約を中断し、甲の使用を優先する ものとし、甲の使用により中断された期間については使用貸借期間を延長するものとす る。

(契約の解除)

- 第9条 甲又は乙は原則として1ヶ月前に文書をもって相手方に通知することにより、本 契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、相手方がこの契約条項に正当な理由なくして違反したときは、文書によって相手方に通知することにより、本契約を解除することができる。

- 3 甲は乙が次の各号の一に該当したときは、本契約を解除し、乙は甲の指定した期日及 び場所に速やかに返納しなければならない。
 - (1) 使用貸借不動産を契約目的以外の用に供したとき。
 - (2) 使用貸借不動産を転貸したとき。
- (3) 使用貸借不動産を善良な管理者の注意義務をもって保管しなかったとき。(原状回復)
- 第10条 甲又は乙が本契約を解除したとき又は使用貸借期間が満了したときは、乙は自己の負担で、甲の指定する期日までに使用貸借不動産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認した場合は、この限りでない。
- 2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担において、これを行うことができる。この場合乙は何らの異議を申し立てることができない。 (損害賠償)
- 第11条 乙がその責に帰する事由により、使用貸借不動産の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用貸借不動産の損害額に相当する金額を損害 賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用貸借不動産 を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、乙は本契約に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。 (有益費等の請求権の放棄)
- 第12条 第9条に規定する本契約の解除又は変更が行われた場合においては、乙が使用 貸借不動産に投じた維持保全等のための有益費及びその他の費用が現存している場合で あっても、乙は甲に対しその費用等の償還の請求はできないものとする。 (実地調査等)
- 第13条 甲は使用貸借不動産について、随時に実地調査し又は乙に対して所要の報告を 求め、その維持、使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間 において協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第15条 この契約について、甲、乙間に紛争を生じたときは、甲の所在地の所轄裁判所 の裁決により、これを解決するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成して甲乙記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目 21番 24号 国立大学法人鹿児島大学 契約担当役事務局長

鹿児島大学不動産一時貸付許可書

(貸付を許可する者の住所) (貸付を許可する者の氏名) 殿

年 月 日付け願い出のあった不動産の貸付については、下記条件を付して 許可する。

> 国立大学法人鹿児島大学 財産管理役 登録番号: T6340005001879

(対 象)

第1条 貸付を許可する物件は、次のとおりとする。

(用 涂)

第2条 貸付を許可する者(以下「借受者」という。)は、上記の物件を願い出の借受目 的の以外に供してはならない。

(期間)

- 第3条 貸付を許可する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。 (貸付料及び延滞金)
- 第4条 貸付料は、 円(10%対象 円 うち消費税等 円)とし、国立大 学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)の発行する振込依頼書により、指定の期日までに指定口座に 振り込まなければならない。
- 2 借受者が指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日 数に応じ法定利率 で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 3 本許可書及び本学の発行する振込依頼書の借受者控えの保存をもって、本学が発行する適格請求書とする。

(貸付料の改定)

- 第5条 貸付料は、経済情勢の変動、その他の事情の変化により改定することがある。 (経費の負担等)
- 第6条 借受者は、当該貸付を許可された物件にかかる光熱水費の実費相当額を負担するものとする。

(管理義務等)

- 第7条 借受者は、許可された物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- 2 前項の維持管理のために通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて借受者の負担とする。

(使用上の制限)

- 第8条 借受者は、許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 2 借受者は、許可された物件について、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、 又は使用計画を変更しようとするときは、 事前に書面をもって財産管理役の承認を受け なければならない。

(取消又は変更)

- 第9条 当財産管理役は次の各号の1に該当するときは、許可の取消又は変更をすることがある。
 - (1)借受者が本許可書の条件に反したとき。
 - (2)本学が許可した物件を使用するとき。
 - (3)天候、災害、事故、感染症の発生予防及び蔓延防止並びにその他やむを得ない事由により、本学が貸 付することができなくなったとき。

(反社会的勢力の排除)

- 第10条 借受者又は本許可書の許可物件を使用する関係者が、次の各号の1に該当するときは、借受者に対して催告することなく本許可を取消できる。また、借受者が本条項に基づき許可を取消されても、本学は損害賠償責任を一切負わない。
 - (1)暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合(以下、暴力団等)
 - (2) 借受者又は第三者を利用して、本学に対して、業務を妨害した場合、妨害する恐れのある行為をした場合、暴力的行為・詐術・脅迫的言動を用いるなどした場合、名誉・信用等を毀損した場合、毀損する恐れのある行為をした場合、借受者自身や、その関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させる恐れのある言動、態様をした場合

(原状回復)

- 第11条 借受者は、許可した期間が満了したとき、又は財産管理役が許可を取消したときは、自己の負担により指定する期日までに、当該物件を原状に復して返還しなければならない。ただし、財産管理役が特に認めたときは、この限りでない。
- 2 借受者が前項の原状回復義務を履行しないときは、財産管理役は、借受者に代わり原 状回復を行い、その経費を求償することができる。この場合、借受者は、何等の異議を 申し立てることができない。

(損害賠償)

- 第12条 借受者は、その責に帰する事由により許可された物件の全部又は一部を滅失又は き損したときは、当該滅失又はき損による損害額に相当する金額を損害賠償額として支 払わなければならない。ただし、前条の規定により許可された物件を原状回復した場合 は、この限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、借受者は、本許可書の条件に反したことにより本学に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。
- 3 第9条第2号及び第3号にて貸付を取消又は変更したことにより借受者に生じた損害 について、本学は一切の賠償責任を負わない。

(有益費等の請求権の否認)

第13条 借受者は、許可された物件の許可が取消された場合には、当該物件に投じた改良 のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、本学にその費用等の償還 を請求できない。

(実地調査等)

第14条 財産管理役は、許可した物件について随時実地調査し、又は所要の報告を求め、 その維持管理に 関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本許可書の条件に関し疑義のあるとき、その他許可した物件の使用について疑義が生じたときは、すべて財産管理役の決定するところによるものとする。

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式